別表（第二条関係）

標準報酬等級 / 標準報酬月額 / 前納期間	第１級	第２級	第３級	第４級	第５級	第６級	第７級	第８級	第９級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第15級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	98,000	104,000	110,000	118,000	126,000	134,000	142,000	150,000	160,000	170,000	180,000	190,000	200,000	220,000	240,000
１月	15,340	16,279	17,218	18,470	19,722	20,975	22,227	23,479	25,044	26,610	28,175	29,740	31,306	34,436	37,567
２月	30,629	32,505	34,380	36,880	39,381	41,881	44,381	46,882	50,007	53,133	56,258	59,383	62,509	68,760	75,011
３月	45,869	48,677	51,486	55,230	58,975	62,719	66,463	70,208	74,888	79,569	84,249	88,930	93,610	102,971	112,333
４月	61,059	64,797	68,536	73,520	78,505	83,489	88,473	93,458	99,688	105,919	112,149	118,380	124,610	137,072	149,533
５月	76,200	80,865	85,530	91,751	97,971	104,191	110,412	116,632	124,408	132,183	139,958	147,734	155,509	171,060	186,611
６月	91,291	96,880	102,469	109,921	117,374	124,826	132,278	139,731	149,046	158,361	167,677	176,992	186,307	204,938	223,569
７月	106,332	112,843	119,353	128,033	136,713	145,393	154,074	162,754	173,604	184,454	195,305	206,155	217,005	238,706	260,406

別表（第二条関係）

標準報酬等級 / 標準報酬月額 / 前納期間	第16級	第17級	第18級	第19級	第20級	第21級	第22級	第23級	第24級	第25級	第26級	第27級	第28級	第29級	第30級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	260,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000	380,000	410,000	440,000	470,000	500,000	530,000	560,000	590,000	620,000
１月	40,697	43,828	46,958	50,089	53,219	56,350	59,480	64,176	68,872	73,568	78,264	82,960	87,655	92,351	97,047
２月	81,262	87,512	93,763	100,014	106,265	112,516	118,767	128,143	137,520	146,896	156,272	165,649	175,025	184,401	193,778
３月	121,694	131,055	140,416	149,777	159,138	168,499	177,860	191,901	205,943	219,984	234,026	248,068	262,109	276,151	290,192
４月	161,994	174,455	186,916	199,377	211,838	224,299	236,760	255,451	274,143	292,835	311,526	330,218	348,909	367,601	386,292
５月	202,162	217,713	233,264	248,815	264,366	279,917	295,468	318,794	342,121	365,447	388,773	412,100	435,426	458,753	482,079
６月	242,200	260,830	279,461	298,092	316,723	335,353	353,984	381,930	409,876	437,823	465,769	493,715	521,661	549,607	577,553
７月	282,107	303,807	325,508	347,208	368,909	390,609	412,310	444,860	477,411	509,962	542,513	575,063	607,614	640,165	672,716

○厚生労働省告示第五百二十号

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十八条の二第一項の規定に基づき、国民年金法施行規則第十八条の二第二項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を次のとおり定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日

国民年金法施行規則第十八条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金若しくは寡婦年金又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号において「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金若しくは寡婦年金の受給権者の提出する届書等（次号に規定するものを除く。）　受給権者の誕生日の属する月の末日

二　国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金又は昭和六十年改正法附則第六十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者の提出する届書等　七月三十一日

○厚生労働省告示第五百二十一号

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十五条の二第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日

厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する日は、年金たる保険給付の受給権者の誕生日の属する月の末日とする。